



# 事務所だより10月

## ◆京都府の最低賃金749円に◆

2010年度の最低賃金が決定 全国平均 730円になりました。「最低賃金」とは、使用者が労働者に支払わなければならない賃金額の最下限値です。47都道府県ごとに定められ、最低賃金に違反した使用者には罰金が科せられることになっています。京都府の最低賃金は平成22年10月17日より、時間額749円になります。産業別では次の表の通りです。<京都府>です。

最低賃金が引上げ・景気回復の逆効果にならないように願います。

印刷業	761
金属製品製造業	820
はん用・生産用・業務用機械器具製造業	822
電気機械器具製造業	814
輸送用機械器具製造業	824
各種商品小売業	767
自動車(新車)小売業	750
自動車小売業	741

## ◆京都府入札制度「格付加点」の追加◆

平成23年度京都府建設工事競争入札参加資格審査において、主観点及び資格等級区分(いわゆる「格付」)が見直されます。

- ①「労働災害防止団体系」第8条に規定する建設業労働災害防止協会京都府支部への加入(10点)
- ②「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第14条第1項に規定する不当要求防止責任者の選任届出及び講習受講(10点)
- ③既に加点対象としている「建設機械運転技術者雇用」について、加点基準を拡大

暴追センターの講習会への申込は10月22日からです。

## ◆会社を退職したときの医療保険◆

### 健保任意継続 or 国保 or 扶養家族

会社を退職したあと、引き続き協会健保の被保険者として加入することを希望する方は、任意継続被保険者になることができます。保険料は会社で加入していた時の健康保険料の2倍になります。ただし、40歳から64歳までの方は、30,352円(健康保険料+介護保険料)以外の方は、26,152円(健康保険料)は上限です。

任意継続しない場合は、国保に加入するか、家族の扶養家族になるかです。国保の保険料は、世帯の所得でまります。事業主の都合による退職の場合、保険料の軽減制度もあるので相談しましょう。

家族の、扶養家族として健康保険医はいれることも出来ます。

日本では、すべてのひとか医療保険(健康保険、国民健康保険等)に加入することになっています。(国民皆保険制度)

## ◆60歳になったとき年金の手続きをしましょう◆

厚生年金に加入した事のある方は60歳から、国民年金だけの方は65歳から年金が支給されます。必ず、請求手続きをしましょう。請求しないと支給されません。給与所得があり、支給停止になる方も請求手続きをしておくことをお勧めします。加入期間が足りなくて、受給資格がない方も、60歳から任意加入できます。また、任意加入して年金を増やすことも出来ます。

年金は請求しないともらえません。必ず、請求しましょう。

平成22年(2010)10月

1	金	たばこ値上げ
2	土	
3	日	1級土木施工管理技術検定試験 実地試験 電気工事士試験 筆記試験
4	月	
5	火	
6	水	
7	木	
8	金	
9	土	
10	日	体育の日 区民運動会があります!
11	月	
12	火	9月分源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
13	水	
14	木	1級管工事施工管理技術検定 学科試験 合格発表 1級造園施工管理技術検定 学科試験 合格発表
15	金	
16	土	
17	日	平成22年10月17日より京都府の最低賃金が749円になります。
18	月	
19	火	
20	水	
21	木	
22	金	時代祭 京都府入札制度「格付加点」の追加 暴追センターの講習受付 午前10時から開始 暴追センターのホームページより
23	土	
24	日	2級土木施工管理技術検定試験
25	月	
26	火	
27	水	
28	木	
29	金	
30	土	
31	日	ハロウィン
1	月	8月決算法人の確定申告 2月決算法人の中間申告 9月分社会保険料 納付期限

